

大阪市城東区役所現金取り扱い事務監察チーム設置要綱

(設置)

第1条 城東区役所で取り扱う現金管理全般について、適正な事務を確保するための点検等を検討・実施するため「現金取り扱い事務監察チーム」(以下「監察チーム」)を設置する。

(組織)

第2条 監察チームは、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第4条 監察チームは、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 監察チームの庶務は、城東区役所総務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、監察チームの運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1

外部委員(公認会計士)

城東区総務課長代理

城東区会計管理者

城東区総務課担当係長（庶務）

城東区総務課担当係長（計理）

なお、外部委員については、委員長が必要に応じて招集する。